

障害者（児）福祉ガイド



土浦市イメージキャラクター つちまる

土浦市障害福祉課

目次

身体障害者手帳の申請等について	1
療育手帳について	2
精神障害者保健福祉手帳の申請等について	3
障害者手帳診断書料の助成	4
障害者に対する後期高齢者医療制度の認定	4
重度障害者（児）に対する医療費の助成（マル福制度）	4
自立支援医療費（更生医療・育成医療）の給付	4
自立支援医療費（精神通院）制度	4
補装具の交付・修理	6
日常生活用具の給付（地域生活支援事業）	7
重度障害者（児）住宅リフォーム費用の助成制度	10
障害福祉サービス（障害者総合支援法，児童福祉法）	11
地域生活支援事業	13
相談支援,基幹相談支援センター,手話通訳者設置, 移動支援,地域活動支援センター,生活支援(生活訓練等),訪問入浴サービス,日中一時支援,障害者(児)一時介護,手話通訳者・要約筆記者派遣	
重度障害者福祉タクシー利用料金助成事業	14
心身障害者扶養共済制度	14
生活福祉資金の貸付	14
障害者歯科治療（完全予約制）	15
土浦市家庭ごみ訪問収集	15
友愛サービス事業	15
ガイドヘルパーの派遣	15

目次

特定在宅療法継続者登録制度（在宅登録119）	15
重度身体障害者訪問理美容サービス費の助成	15
駐車禁止区域内の駐車許可	16
いばらき身障者等用駐車場利用証制度	16
特別障害給付金	16
障害年金	16
心身障害児及び心身障害者福祉手当	17
難病患者福祉手当	17
特別障害者手当	17
児童扶養手当	17
障害児福祉手当	18
特別児童扶養手当	18
雇用保険の求職者給付「就職困難者」について	18
福祉電話貸与事業	18
緊急通報装置の貸与事業	18
避難行動要支援者支援制度について	19
災害時用ストマ装具保管	19
NET119 聴覚障害者向け緊急通報システム	19
郵便等による不在者投票制度について	19
ヘルプマーク・ヘルプカードの配布	19
土浦市立図書館来館困難者等郵送サービスについて	19
点字図書 録音図書の貸出	19
所得税・住民税等の控除	20

目次

自動車税（種別割）・自動車税(環境性能割)の減免	2 1
NHK受信料の免除	2 2
有料道路通行料金の割引	2 2
航空運賃の割引	2 2
J R運賃の割引	2 3
タクシー料金の割引	2 3
バス運賃の割引	2 3
NTT番号案内（104）の料金無料化	2 3
携帯電話基本料金の割引	2 4
身体障害者補助犬に係る登録手数料等の免除	2 4
保育料の減額	2 4
公営住宅家賃の認定区分の変更	2 4
公営住宅への申込について	2 4
公共施設使用料等の減免	2 4
相談等の窓口	2 4

◎障害者手帳について

1. 身体障害者手帳の申請等について

【身体障害者手帳の申請・届出書の提出、交付の窓口】

土浦市大和町9番1号 土浦市役所障害福祉課 電話 826-1111(代) FAX:029-826-7118

(1) 新規申請

- ① 身体障害者手帳交付申請書 (障害福祉課窓口にあります)
- ② 手帳用診断書：(医師が記入した日3ヶ月を経過した日以内にご提出したもの) (※1)
- ③ 写真(縦4cm×横3cm, 上半身脱帽, 1年以内に撮影したもの) 2枚 (※2)
- ④ 個人番号が確認できる書類(所持者のみ)

(※1) 身体障害者福祉法第15条に基づく指定を受けた医師に、診断書の種類を相談のうえ、土浦市障害福祉課へ申請書類を請求してください。診断書の作成は、病院での有料文書となります。また、指定を受けた医師の確認につきましては、医療機関又は土浦市障害福祉課までお問い合わせください。

(※2) 使用できない写真：ポラロイド写真、カラーコピーしたもの、デジタルカメラによるもの(カメラ店などで証明写真用に現像したものは使用可)。また、障害追加の場合で、2種類以上の診断書を提出する場合は、その診断書の枚数と同数の写真が必要になります。

(2) 再交付申請

ア. 有効な障害者手帳をお持ちの方が、等級変更・障害追加・障害の再認定を行う場合

障害者手帳に記載されている再認定期間を迎えるときや、新たな種類の障害の追加、障害等級の見直しを行うときは、再交付申請が必要です。

【必要書類等】

- ① 再交付申請書 (障害福祉課窓口にあります)
- ② 手帳用診断書：(医師が記入した日3ヶ月を経過した日以内にご提出したもの) (上記(1)の※1を参照)
- ③ 写真(縦4cm×横3cm, 上半身脱帽, 1年以内に撮影したもの) 1枚 (上記(1)の※2を参照)
- ④ 身体障害者手帳
- ⑤ 個人番号が確認できる書類(所持者のみ)

イ. 身体障害者手帳を紛失又は棄損したときの手続きについて

障害者手帳の再交付申請ができる場合があります。

【必要書類等】

- ① 再交付申請書 (障害福祉課窓口にあります)
- ② 写真(1枚) (※3)
- ③ 事実申立書(紛失の場合)
- ④ 身体障害者手帳(紛失による再交付申請以外の場合)
(※3) 使用できる写真については、上記ア.と同様です。

(3) 身体障害者手帳に記載された所持者又は保護者の住所が変更となったとき所持者又は保護者の氏名が変更となったときの手続き(土浦市内での変更に限る)

【必要書類等】

- ① 記載事項変更届出書 (障害福祉課窓口にあります)
- ② 身体障害者手帳(紛失による再交付申請以外の場合)

2. 療育手帳について

茨城県では、知的障害により日常生活や社会生活において制約がある方に、各種の支援を受けやすくするための「療育手帳」を交付しています。療育手帳の判定は、㊤…最重度 A…重度 B…中度 C…軽度の4段階に分かれています。

(1) 判定の受付先

(18歳未満の方) ……茨城県土浦児童相談所

(18歳以上の方) ……茨城県福祉相談センター

※ 申請書等については、それぞれの窓口に備え付けてあります。

※ 申請に際しては判定が必要ですので、**事前に電話などで予約をしてください。**

※ 必要書類につきましては、各判定機関にお問合せ下さい。

(2) 療育手帳の再判定について

療育手帳には再判定年月が記載されています。福祉サービス等を継続して利用する場合には、必ず再判定を受けてください。療育手帳の再判定は、各判定機関へご予約の上、必要な手続きを行ってください。

【判定機関】

・ 茨城県土浦児童相談所…〒300-0815 土浦市下高津3-14-5 電話 821-4595

・ 茨城県福祉相談センター…〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38 電話 029-221-0800

(3) 土浦市内で手帳所持者又は保護者の氏名・住所が変更されたとき

【窓口】土浦市大和町9番1号 土浦市役所障害福祉課 電話 826-1111(代) FAX:029-826-7118

【必要書類等】

① 記載事項変更届出書 (障害福祉課窓口にあります)

② 療育手帳(紛失による再交付申請以外の場合)

(4) 療育手帳を棄損・紛失した場合の再交付申請

障害者手帳の再交付申請ができる場合があります。

【窓口】土浦市大和町9番1号 土浦市役所障害福祉課 電話 826-1111(代) FAX:029-826-7118

【必要書類等】

① 再交付申請書 (障害福祉課窓口にあります)

② 写真(サイズ:縦4cm×横3cm 1枚)(※使用できない写真:ポラロイド写真、カラーコピーしたもの、デジタルカメラによるもの(カメラ店などで証明写真用に現像したものは使用可))

③ 事実申立書(紛失の場合)

④ 療育手帳(紛失による再交付申請以外の場合)

(5) 保護者または保護者に関する記載がされていない療育手帳の所持者が、茨城県外の市区町村から土浦市内に転入したときの再交付申請

茨城県発行の療育手帳を取得していただきます。申請方法は、次のア・イの2通りがあります。

【申請方法】

ア. 上記「(1) 判定の受付先」にて、改めて療育手帳取得のための判定を行う。

[申請先]

(18歳未満の方) ……茨城県土浦児童相談所

(18歳以上の方) ……茨城県福祉相談センター

※ 申請書等については、それぞれの窓口に備え付けてあります。

※ 申請に際しては判定が必要ですので、**事前に電話などで予約をしてください。**

※ 必要書類につきましては、各判定機関にお問合せ下さい。

イ. 現在有効な療育手帳を基に、茨城県福祉相談センターにて療育手帳を作成する。

[申請先]

土浦市大和町9番1号 土浦市役所障害福祉課 電話 826-1111(代) FAX:029-826-7118

<必要書類等>

① 再交付申請書 (障害福祉課窓口にあります)

② 写真(サイズ:縦4cm×横3cm 1枚)(※使用できない写真:ポラロイド写真、カラーコピーしたもの、デジタルカメラによるもの(カメラ店などで証明写真用に現像したものは使用可))

③ 同意書

④ 療育手帳

3. 精神障害者保健福祉手帳の申請等について

【精神障害者保健福祉手帳の申請・届出書の提出，手帳の受け渡しの窓口】

土浦市大和町9番1号 土浦市役所障害福祉課 電話 826-1111(代) FAX:029-826-7118

(1) 主な申請手続きの種類

- ・新規申請 ⇒ 精神障害者保健福祉手帳手帳の交付を希望するときの申請手続き
- ・更新申請 ⇒ 有効期間満了後に，引続き手帳の交付を受けるときの申請手続き
※有効期限日の3ヶ月前から手続きが出来ます。手帳の有効期間は2年間です。
- ・等級変更申請 ⇒ 障害年金の等級が変わったとき 又は 障害の状態に変化があったときの申請手続き

精神障害者保健福祉手帳の申請方法は，次のア・イの2通りがあります。

ア. 医師の診断書を提出する方法

通院又は入院している医療機関の主治医に精神障害者保健福祉手帳用の診断書を書いてもらい，申請書を添えて，土浦市役所障害福祉課へ提出してください。この方法による申請の場合，障害等級は，診断書の内容を基に，茨城県精神保健福祉センターで決定されます。

【必要書類】

- ① 申請書
- ② 手帳用診断書：(初診日から6ヶ月を経過した日以後に作成したもの)
- ③ 写真(縦4cm×横3cm，上半身脱帽，1年以内に撮影したもの) 1枚
- ④ 個人番号が確認できる書類

イ. 障害年金の受給を確認できる書類の写しを提出する方法

精神の障害を理由に障害年金を受けている方は年金証書の写し及び年金振込通知書の写しをご用意いただき，申請書を添えて，土浦市役所障害福祉課へ提出してください。なお，この方法による申請の場合，障害等級は，障害年金の等級と同じものとなります。

【必要書類】

- ① 申請書
- ② 年金証書，年金振込通知書，又は年金支払通知書の写し
- ③ 本人の同意書(年金の支給理由を調べるため)
- ④ 写真(縦4cm×横3cm，上半身脱帽，1年以内に撮影したもの) 1枚
- ⑤ 個人番号が確認できる書類

(2) その他の精神障害者保健福祉手帳の申請，手続きなどの必要書類

ア. 市内で住所・氏名が変わったときの必要書類

- ① 記載事項変更届 ② 精神障害者保健福祉手帳

イ. 茨城県外の市区町村から，土浦市へ転入する場合の必要書類

- ① 申請書
- ② 都道府県で交付された精神障害者保健福祉手帳
- ③ 写真(縦4cm×横3cm，上半身脱帽，1年以内に撮影したもの) 1枚
- ④ 個人番号が確認できる書類

ウ. 手帳を紛失又は汚損したため，再交付を希望する場合の必要書類

- ① 再交付申請書 ② 写真 ③精神障害者保健福祉手帳(紛失による再交付申請を除く)

なお，更新申請または再交付申請の場合，新手帳は，旧手帳と引きかえにお渡しいたします。

また，精神障害者福祉手帳については，写真なしで申請することも可能です。写真なしの場合，障害者手帳は身分証としての効力はありませんが，茨城県内においては，精神障害者保健福祉手帳所持者が利用できる各制度等をご利用いただけます(航空機の割引を除く)。

4. 障害者手帳・療育手帳の返還について

障害者手帳および療育手帳が不要になったときは，障害福祉課窓口へ返還してください。また，手帳所持者がお亡くなりになった場合など，なお，一度返還した手帳は再度お渡しすることができませんので，必要に応じて，コピー等をされてからご返却いただいても問題ありません。

5. 土浦市外に転出される方へ

転出に伴い，障害者手帳に係る各種手続きの停止，廃止や喪失の手続きが必要になる場合があります。詳しくは，障害福祉課にお問合せ願います。また，転出先の市区町村の担当部署にて，住所の変更手続きが必要となります。

障害者手帳診断書料の助成

障害者手帳交付申請時に診断書料の一部を助成します。

【対象者】身体障害者（児）、精神障害者（ただし、身体障害の場合は新規及び障害追加による再交付のみが対象）

【助成限度額】 5,000円（診断書料が5,000円未満の場合は、実費分を助成します）

【窓口】土浦市役所 障害福祉課 電話 826-1111(代) FAX:029-826-7118

障害者に対する後期高齢者医療制度の認定

65歳以上の方で、下記障害の方は後期高齢者医療制度の認定が受けられます。後期高齢者医療制度の認定を受けることで、医療費の自己負担割合が変わる場合。

対象者の範囲	(1) 国民年金法における障害年金1級及び2級の受給者 (2) 「3級以上」の身体障害者手帳の交付を受けた人。 (3) 「音声機能障害4級又は言語機能障害4級」の身体障害者手帳の交付を受けた人。 (4) 「下肢機能障害4級のうち、両下肢のすべての指を欠くもの、一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの、一下肢の機能の著しい障害」の身体障害者手帳の交付を受けた人。 (5) 「㊦及びAの療育手帳」の交付を受けた人。 (6) 「1級又は2級の精神保健福祉手帳」の交付を受けた人。
--------	--

【窓口】土浦市役所 国保年金課 医療福祉係 電話 826-1111(代)

重度障害者（児）に対する医療費の助成（マル福制度）

障害者（児）の方々の医療費を助成しています。対象者及び助成の範囲は次のとおりです。

- (1) 本人又は扶養義務者の所得の制限があり、限度を超えた方は対象から除かれます。
- (2) 65歳以上75歳未満の方でマル福制度の対象となる方は、後期高齢者医療制度の被保険者に限定されます。

対象者の範囲	茨城県に居住地を有する (1) 「1級又は2級」の身体障害者手帳の交付を受けた人。 (2) 「心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能の障害で3級」の身体障害者手帳の交付を受けた人。 (3) 「身体障害者手帳3級かつ療育手帳B（知能指数50以下の判定）」の交付を受けた人。 (4) ㊦及びAの療育手帳の交付を受けた人。 (5) 国民年金法施行令別表1級相当に該当する障害年金受給者。 (6) 「1級」の精神障害者手帳の交付を受けた人 (7) 特別児童扶養手当1級の対象児童
--------	--

【医療費助成の範囲】

病気や負傷の治療等を受けた場合に、国民健康保険、各健康保険等による保険給付にともなう医療費の患者負担分が助成されます。他の公費負担医療（例えば自立支援医療等）を利用し、なお一部負担が生じた場合も助成されます。

【窓口】土浦市役所 国保年金課 医療福祉係 電話 826-1111(代)

自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付

身体障害児（者）が障害を取り除いたり、軽減して日常生活を容易にするため、自立支援医療（更生医療（18歳以上）・育成医療（17歳以下））の給付を行っています（角膜手術、関節形成手術、心臓手術など）。

指定の自立支援医療機関で医療を受けた場合、医療費の1割が原則として自己負担となります。ただし、所得等に応じて上限が決められています。

利用の際は、必ず事前に申請をしてください。

【自立支援医療申請窓口】土浦市役所 障害福祉課 電話 826-1111(代)

自立支援医療費（精神通院）制度

自立支援医療費（精神通院）制度では、指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の自己負担が原則として1割になります。また、「重度かつ継続」に該当する場合、前年の所得に応じて1ヶ月当たりの自己負担額の上限額が設定されます。

通院・薬局・精神科デイケア・訪問看護など、受給者証で認定された「医療」を受けるには必ず「自己負担額上限管理票」（以下「管理票」）を持参して金額を記載してもらいます。なお「管理票」は、受給者本人で管理していただきます。受給者証の有効期間は1年以内です。継続して受給するには、更新の手続きが必要です。

なお、1ヶ月の自己負担上限額が2万円の方（市町村民税の所得割額が23万5千円以上の世帯に属する方）については、現在のところ自立支援医療が認められるの期間は令和6年3月31日までです。

【自立支援医療費受給者証（精神通院）の申請、届出等方法】

新規申請・再認定申請	<p>○ 自立支援医療費の支給を新たに受けるとき(新規申請・再認定申請)</p> <p>◆手続きに必要なもの</p> <p>(1)：自立支援医療費用診断書（精神通院） <u>（省略可能な場合があります。（※1））</u></p> <p>(2)：健康保険証又は生活保護受給証明書（写し可）</p> <p>(3)：課税状況の確認できるもの<u>（省略可能な場合があります（※2））</u> 申請者(受診者)本人の所持している健康保険証と、同一の健康保険加入者全員の課税証明書又は非課税証明書（18歳未満は不要）。ただし、申請者（受診者）本人が所持している保険証が国民健康保険<u>以外</u>の場合は、その健康保険の「被保険者」本人の課税証明書又は非課税証明書があれば、他加入者の課税証明書又は非課税証明書がなくても申請できます。 なお、課税照明については、自立支援医療の申請日の属する年度（自立支援医療を申請する日の属する月が1月～6月である場合は、前年度）の課税証明書又は非課税証明書が必要です。</p> <p>(4)：前年中の申請者本人の収入がわかるもの(自立支援医療を申請する日の属する月が1月～6月である場合は、前々年)の収入が確認できる書類(「障害者年金等の払込み通知書」や振込み金額がわかる通帳の写し等)。ただし、申請者と同一世帯に市民税の課税者がいる場合は不要です。</p> <p>(5)：個人番号が分かるもの</p> <p>(6)：申請書（土浦市役所障害福祉課の窓口にあります）</p> <p>(7)：申請書提出者の身分確認ができるもの</p> <p>(※1)自立支援医療費用診断書（精神通院）を省略することが出来る場合は、次のいずれかです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療受給者証（精神通院）の「認定診断書」欄に、「医療用1年目」又は「手帳用1年目」と記載がある者が、再認定申請をする場合。 ・精神障害者保健福祉手帳の新規又は更新・等級変更の申請の際に、精神障害者保健福祉手帳用診断書を添付し、かつ、自立支援医療を同時に申請する場合。なお、手帳診断書作成料についての助成があります（p3）。 ・障害者手帳を精神障害者手帳用診断書で申請しており、かつ1年以上有効期限の残っている方で、精神障害者保健福祉手帳の写しを診断書の代わりとして用いる場合。 <p>(※2)所得の申告により、土浦市にて課税・非課税の状況が確認できる場合は、その方の証明書の提出は省略できます。</p> <p>◆再認定申請は、有効期間の終了する3ヶ月前から可能です。</p>
変更申請	<p>○ 指定医療機関等の変更・追加、自己負担上限額の変更の場合</p> <p>◆手続きに必要なもの：申請書、上限額管理票、受給者証、マイナンバーの確認できるもの、申請書提出者の身分確認ができるもの</p> <p>○ 氏名、住所（県内での移動）、保険の種類を変更した場合</p> <p>◆手続きに必要なもの：記載事項変更届、上限額管理票、受給者証、マイナンバーの確認できるもの、申請書提出者の身分確認ができるもの （自己負担上限額の変更が伴う場合は、申請書での変更手続になります）</p>
返還	<p>○ 茨城県外の市町村へ転出し、受給者証の手続きが済んだ場合</p> <p>○ 紛失による再交付をした方で、紛失した受給者証を発見したとき（有効期限切れの受給者証を返還する必要はありません）。</p>
再交付	<p>○ 受給者証を紛失又は汚損したとき</p> <p>◆手続きに必要なもの：申請書、マイナンバーの確認できるもの、申請書提出者の身分確認ができるもの</p>

【自立支援医療費受給者証（精神通院）の申請、届出等方法(続き)】

他県からの転入	<p>○ 県外で自立支援医療費の支給を受けていた方が土浦市へ転入した場合 →土浦市で新規申請手続きをして頂きます。</p> <p>◆手続きに必要なもの：前ページに記載の新規申請の場合に必要なもの(1)～(6)に加え、次のものが必要となります。</p> <p>(7)他都道府県・市発行の受給者証の写し</p> <p>(8)次のうちいずれか1点</p> <p>ア. 診断書取寄せ同意書（土浦市役所窓口にあります）</p> <p>イ. 自立支援医療費用診断書(精神通院)写し</p> <p>ウ. 精神障害者保健福祉手帳用診断書写し</p> <p>※ 有効期間満了日は、転入前に認定された期日までとなります</p> <p>※ 転入時に自立支援医療受給者証(精神通院)の再認定を行う場合は、自立支援医療費用診断書(精神通院)又は精神障害者保健福祉手帳用診断書が別途必要です。</p>
---------	--

補装具の交付・修理

身体上の障害を補って日常生活をしやすくするため、補装具の交付・修理を行っています。

品目別に基準額及び耐用年数が定められておりその範囲内で交付します。なお費用については、定率一割負担と所得に応じた月額負担上限額が設定され、本人又は配偶者のいずれかの市町村民税の所得割額が46万円以上の場合、支給対象となりません。**利用の際は、必ず事前に給付決定を受けてください。**

介護保険対象者は、一部の給付品目が介護保険優先となります。

【装具の種類】※品目によって、所定の意見書が必要になります。

対象者	品目	介護保険優先対象品目
視覚障害の方	視覚障害者安全杖、義眼、矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡、コンタクトレンズ	歩行器 車椅子
聴覚障害の方	補聴器（重度難聴用補聴器は、障害手帳の等級4級以上が目安です。）	電動車椅子 ※上記品目のうち、
肢体不自由の方	義手、義足、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置（両上下肢機能の全廃及び言語機能を喪失した身体障害児（原則として学齢児以上とする。）又は身体障害者でコミュニケーション手段として本装置が必要と認められるもの）等	特別処方による車椅子が必要なときは、 窓口におたずねください。

【窓口】土浦市役所 障害福祉課 電話 826-1111(代)

日常生活用具の給付（地域生活支援事業）

日常生活がより円滑に行われるために、障害の種類及び程度に応じて日常生活用具が給付されます。種目別に基準額及び耐用年数が定められており、この範囲内で給付します。なお、費用については、定率一割負担と所得に応じた月額負担上限額が設定され、本人又は世帯員いずれかの市町村民税の所得割額が46万円以上の場合は、支給対象となりません。

利用の際は、必ず事前に給付決定を受けてください。

【日常生活用具給付種目】

	種 目	障 害 及 び 程 度
視 覚	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害の程度が2級以上の身体障害児(原則として学齢児以上とする。)又は身体障害者(視覚障害者用テープレコーダーの給付を受ける者を除く)。
	視覚障害者用テープレコーダー	視覚障害の程度が2級以上の身体障害児(原則として学齢児以上)又は身体障害者。ただし、視覚障害者用ポータブルレコーダーの給付を受ける者を除く。
	視覚障害者用時計	視覚障害の程度が2級以上の身体障害者。
	点字タイプライター	視覚障害の程度が2級以上の身体障害児又は身体障害者(いずれも原則として就学若しくは就労しているか若しくは就労が見込まれる者)
	電磁調理器	視覚障害の程度が2級以上の身体障害者又は療育手帳判定がA以上の方
	視覚障害者用体温計	視覚障害の程度が2級以上の身体障害児(原則として学齢児以上)又は身体障害者で、当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。
	視覚障害者用体重計	視覚障害の程度が2級以上の身体障害者で、視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者
	視覚障害者用血圧計(音声式)	視覚障害の程度が2級以上の身体障害児(原則として学齢児以上)又は身体障害者で、視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者
	視覚障害者用読書器	視覚障害があり、本装置により文字等を読むことが可能になる身体障害児(原則として学齢児以上とする。)又は身体障害者
	点字器	視覚障害者手帳の所持者
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害の程度が2級以上の身体障害児(原則として学齢児以上)又は身体障害者
	点字ディスプレイ	視覚障害の程度が2級以上を有する身体障害者で、本装置が必要と認められる者
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害の程度が2級以上の身体障害児(原則として学齢児以上)又は身体障害者
	重度視覚障害者情報バリアフリー化ソフト	視覚障害の程度が2級以上の身体障害児(原則として学齢児以上)又は身体障害者

【日常生活用具給付種目】

	種 目	障 害 及 び 程 度
聴 覚	聴覚障害者用屋内 信号装置	聴覚障害の程度が2級以上の身体障害者で、聴覚障害者のみの世帯及びこれに準 ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に属する者
	聴覚障害者用通信 装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する身体障害児（原則として学齢児以 上とする。）又は身体障害者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として 本装置が必要と認められる者
	聴覚障害者用情報 受信装置	聴覚障害を有する身体障害児又は身体障害者で、本装置によりテレビの視聴が可 能になる者
音 声 ・ 言 語	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害を有する身体障害児（原則として学齢児以上とす る。）若しくは身体障害者又は肢体不自由の身体障害児（原則として学齢児以上 とする。）若しくは身体障害者であって、いずれも発声・発語に著しい障害を有 する者
	人工喉頭	音声・言語機能障害者手帳の所持者で、喉頭摘出をしているもの、若しくはこれ に順ずる者
肢 体 不 自 由	紙おむつ	脳原性運動機能障害による排便排尿の意思表示が困難な者
	重度上肢不自由者 情報バリアフリー 化機器	上肢機能障害の程度が2級以上の身体障害児（原則として学齢児以上）又は身体 障害者
	便器	下肢若しくは体幹機能障害の程度が2級以上の身体障害児（原則として学齢児以 上とする。）又は身体障害者
	特殊便器	上肢機能障害の程度が2級以上の身体障害児（原則として学齢児以上とする。） 若しくは身体障害者又は障害の程度がA以上の知的障害児若しくは知的障害者 で訓練を行っても自ら排便の処理が困難な者
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障害の程度が2級以上の身体障害児（原則として3歳以上 とする。）又は障害の程度がA以上の知的障害児若しくは知的障害者。
	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上の身体障害者。
	特殊尿器	下肢若しくは体幹機能障害の程度が1級の身体障害児（原則として学齢児以上と する。）又は身体障害者で、常時介護を要する者。
入浴担架	下肢若しくは体幹機能障害の程度が2級以上の身体障害児（原則として3歳以上 とする。）又は身体障害者で、入浴に介護を要する者	

【日常生活用具給付種目】

	種 目	障 害 及 び 程 度
肢 体 不 自 由	体位変換器	下肢若しくは体幹機能障害の程度が2級以上の身体障害児（原則として学齢児以上とする。）又は身体障害者で、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者
	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害を有する身体障害児（原則として3歳以上とする。）又は身体障害者で、入浴に介助を要する者
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上の身体障害児（原則として3歳以上とする。）又は身体障害者
	歩行支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害児（原則として3歳以上とする。）又は身体障害者で、家庭内の移動等において介助を必要とする者
	訓練用ベッド	下肢若しくは体幹機能障害の程度が2級以上の身体障害児（原則として学齢児以上とする。）
	訓練いす	下肢若しくは体幹機能障害の程度が2級以上の身体障害児（原則3歳以上とする。）
	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）の程度が3級以上の身体障害児（学齢児以上とする。）又は身体障害者。ただし、特殊便器への取り替えをする場合は、上肢障害の程度が2級以上とする。
呼 吸 器	酸素ボンベ運搬車	身体障害者で、医療保険における在宅酸素療法を行う者
	ネブライザー	呼吸器機能障害の程度が3級以上である身体障害児（原則として学齢児以上とする。）若しくは身体障害者又は同程度の障害を有する身体障害児若しくは身体障害者が必要と認められる者
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害の程度が3級以上である身体障害児（原則として学齢児以上とする。）若しくは身体障害者又は同程度の障害を有する身体障害児若しくは身体障害者が必要と認められる者
腎	透析液加温器	じん臓機能障害の程度が3級以上の身体障害児（原則として3歳以上とする。）又は身体障害者で、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者
腸	ストマ用装具	ぼうこう又は直腸機能障害者手帳の所持者 （ストマ造設をしている方で、蓄便袋又は蓄尿袋を使用している方）

【日常生活用具給付種目】

	種 目	障 害 及 び 程 度
全	頭部保護帽	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者
	歩行補助杖(1本杖のみ)	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者
	収尿器	尿意がない又は排尿が困難な身体障害者手帳の所持者
	火災警報器	障害の程度が2級以上の身体障害児若しくは身体障害者又は障害の程度がA以上の知的障害者若しくは知的障害者で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）
	自動消火器	障害の程度が2級以上の身体障害児若しくは身体障害者又は障害の程度がA以上の知的障害児若しくは知的障害者又は障害の程度が1級の精神障害者（児）、若しくは難病患者でそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）

【窓口】 土浦市役所 障害福祉課 電話 826-1111(代)

重度障害者（児）住宅リフォーム費用の助成制度

重度の障害者（児）の家庭生活を送りやすくするため、住宅の一部を改造する場合に費用の一部を助成しています。

制度のご利用には、必ず工事実施前に窓口で給付決定を受けてください。

- 【対象者】** (1) 下肢又は体幹機能障害が1級又は2級の身体障害者手帳を有し、前年の所得が特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者
 (2) 総合判定㊦の療育手帳を有し、前年の所得が特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

【住宅改造の例】 台所、浴室、便所、居室、玄関、廊下等の使用を容易にする設備等整備又は工事

【助成額】 リフォーム対象工事に係る費用の4分の3（上限 412,000円）

【窓口】 土浦市役所 障害福祉課 電話 826-1111(代)

障害福祉サービス（障害者総合支援法、児童福祉法）

障害のある方が、自ら指定事業者・施設と契約を結んで利用するサービスに対し費用の助成をします。サービス費用は原則として費用の1割を負担します。ただし、所得等に応じて上限が決められています。

介護保険対象者は、基本的に介護保険によるサービスが優先されます。

【利用方法】窓口で支給申請を行い、障害状況の聞き取りやサービス等利用計画（案）の作成を受けていただきます（介護給付を受ける場合は障害支援区分の認定も必要）。その後、支給決定を受けてから事業所との契約を結びます。

※難病患者等のサービス利用について

平成25年4月より障害者の範囲に難病患者等が追加されたことに伴い、障害者手帳所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等（障害福祉サービス及び補装具給付及び地域生活支援事業の一部）受給が可能となりました。対象疾患やサービス利用に伴う手続きに関しましては、障害福祉課にお問い合わせください。

【申請・相談窓口】土浦市役所 障害福祉課 障害福祉係 電話 826-1111(代)

利用できる障害福祉サービス

訓練等給付費の支給対象サービス

主に、自立した生活に必要な知識や技術を身に付けるためのサービスです。

サービスの名称	内容
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、障害福祉サービス事業所等に通所し、身体機能の向上のため作業療法やリハビリテーションを行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、障害福祉サービス事業所等に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	日中に、障害福祉サービスを利用又は就労等している障害者が、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、居室そのほかの設備を利用させるとともに、生活能力向上のための支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A 型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約等に基づき就労を行いつつ、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 B 型	一般企業等での就労が困難な人や、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用に至らなかった人などに、生産活動などの機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般企業等に新たに雇用された障害者に、一定期間、企業、障害福祉サービス事業者、病院等との連絡調整、各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います（就労移行支援などを利用後、通常の事業所に新たに雇用された障害者で、就労を継続期間が6月を経過した障害者が対象）。
自立生活援助	施設を利用していた人が一人暮らしをはじめたときに、生活や健康などに問題がないか、訪問して助言などの支援をします。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助を行います（障害支援区分の申請が必要となる場合があります）。

介護給付費の支給対象サービス

主に、日常生活に必要な支援を受けられるサービスです。原則として、障害者支援区分の申請が必要となります。

サービス名称	内容
居宅介護	主に自宅で、入浴、排せつ、食事等の介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害の方が外出するときに、代筆・代読・移動の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	意思疎通に著しい困難があり、介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	介護が必要な人や通所が困難な人で、日中活動系サービス等を利用する人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。

障害児通所給付費の支給対象サービス

サービスの名称	内容
児童発達支援	未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を支援します。
放課後等デイサービス	就学している障害児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を支援します。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童に医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識機能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

地域相談支援給付費の支給対象サービス (※利用者の上限管理対象外)

サービスの名称	内容
地域移行支援	入所・入院している障害者に、地域生活へ移行するために必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅生活障害者に、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の支援を行います。

計画相談支援給付費の支給対象サービス

サービス名称	内容
計画相談支援	サービス利用者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえて、サービス等利用計画を作成します（指定特定相談支援事業所に申請者が作成を依頼します）。

地域生活支援事業（日常生活用具については7～8ページに記載）

障害のある方が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた事業を土浦市が主体で行うものです。

事業名	事業内容	対象者	利用料等	備考
相談支援事業	障害者（身体、知的、精神）や障害児のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。 ※（窓口：市役所・土浦市社会福祉協議会・尚恵学園・ほびき園）	1. 市内に住所を有する障害者及び障害児 2. 市内に住所を有する障害児の保護者 3. 市内に住所を有する障害者又は障害児を介護する者	無料	
基幹相談支援センター事業	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待の防止等を行います。 窓口：土浦市社会福祉協議会	市内居住の障害者（児） 障害者（児）の保護者及び介護者	無料	詳細はp26へ
手話通訳者設置事業	市役所（本庁に限る。）において各種申請等の事務手続きに関する手話通訳を行います。	コミュニケーションの手段として手話通訳を必要とする聴覚障害者又は聴覚障害児	無料	毎週月・金曜日のみ （8：30～17：15）
移動支援事業（個別支援）	社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。	市内に住所を有する障害者及び障害児で移動の支援を必要とするもの（居宅介護のうち通院に係る移動支援、重度訪問介護、重度包括支援又は、行動援護の障害福祉サービスを受けることができる場合は当該障害福祉サービスを優先する。）	利用した1割に相当する額。ただし、生活保護法による被保護世帯及び市町村民税非課税世帯は無料。	1日8時間の利用を限度とし、1月あたり24時間までの範囲。通勤、通学、及び通所のための利用は、緊急かつやむを得ない理由がある場合に限る。
地域活動支援センター事業	障害者に創作的活動や生産活動の機会を提供したり、社会との交流の促進等を行い、社会復帰に向けた支援を行います。	市内に居住する障害者及び障害児	利用施設により異なります。 ※有料サービス（食費など）は実費負担。	詳細はp26へ
生活支援事業（生活訓練等事業）	精神障害者の日中活動の場の提供や相談事業、地域交流を行い、社会復帰と自立等を支援します。	市内に居住する精神障害者	サービス利用費は無料 ※食費、登録料などは実費負担	詳細はp26へ
訪問入浴サービス事業	入浴車派遣により、入浴サービスを行います。	家庭での入浴が困難な身体障害者及び寝たきりの状態にある方。（障害福祉サービス及び介護保険制度を利用して入浴が出来る場合はそちらを優先します。）	利用した1割に相当する額。ただし、生活保護法による被保護世帯及び市町村民税非課税世帯は無料。	原則、週に1回。市長が特に認めるときは週に2回。

地域生活支援事業

事業名	事業内容	対象者	利用料等	備考
日中一時支援事業	障害者の介護者又は障害児の保護者・介護者の都合により、一時的に施設介護が必要となる障害者(児)を施設で預かります。	障害者又は障害児で、宿泊を伴わない利用をするもの	利用した1割に相当する額。ただし、生活保護法による被保護世帯及び市町村民税非課税世帯は無料。	1月あたり80時間までの範囲。(利用時間8:00～20:00の間)
障害者(児)一時介護事業(レスパイト事業)	障害者の介護者又は障害児の保護者若しくは介護者の都合により、一時的に施設介護が必要となる障害者又は障害児を施設で預かります。	本市に居住する満1歳以上で身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている障害者、医師により心身の発達に障害があると診断されたもの(特に1対1の介護が必要なもの)	1人1時間につき300円 ただし、生活保護法による被保護世帯及び市町村民税非課税世帯は無料。	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	コミュニケーション支援のため、手話通訳者・要約筆記者を派遣する。	市内に住所を有する聴覚障害者(児)で、コミュニケーションの手段として、手話通訳、要約筆記を必要とするもの	無料(1月当たり40時間まで)	1か月当たり40時間を超えた部分については利用者の実費負担

重度障害者福祉タクシー利用料金助成事業

重度の在宅障害者が、医療機関等への往復に要するタクシー料金を助成します。

自動車税・軽自動車税を減免されている方は除かれます。

- 【対象者】(1) 障害の程度が1級又は2級の身体障害者手帳を有する者。
(2) 障害の程度が㉔又はAの療育手帳を有する者。
(3) 障害の程度が1級の精神障害者福祉手帳を有する者。

【助成額】1枚500円のタクシー券を年間50枚限度に支給。(一回の乗車で2枚まで使用できます)
※タクシー券助成額が利用料金を上回っても、おつりは出ません

【利用方法】事前に福祉タクシー利用券の交付を受け、その券を乗車時に使用。

【窓口】土浦市役所 障害福祉課 電話 826-1111(代)

心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害になった時、障害のある方に終身一定金額の年金を支給する制度です。

【加入できる方】1～3級の身体障害者手帳所持者、知的障害者及び精神などに永続的な障害のある方を扶養している保護者であって、次の要件をみたしている方。

- (1) 土浦市内に住所がある (2) 65歳未満である (3) 保護者に特別の病気や障害がない

【掛金の額】加入時の年齢によって7段階に分かれており、障害のある方1人につき2口まで加入することができます。加入時年齢によって1口9,300円～23,300円です。

【年金等の額】一口につき月額20,000円

※加入者より先に障害のある方が死亡した場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。

※加入者が脱退した場合、加入期間に応じて脱退一時金が支給されます。

【掛金の免除・免除】加入期間が継続して20年以上で、加入者の年齢が65歳以上になった場合は、掛金が全額免除となります。その他、加入者の世帯の所得状況によって、掛金が減免されます。

【窓口】土浦市役所 障害福祉課 電話 826-1111(代)

生活福祉資金の貸付

低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助成促進を図るために必要な資金の貸付けを行っています。特に身体障害者世帯に対する貸付については、特に低所得世帯であることを要件とせず、さらに身体障害者更生資金(通勤用自動車の購入、及び自動車運転の技能取得のための資金)の貸付条件を緩和しています。

【窓口】土浦市社会福祉協議会 電話 821-5995

障害者歯科治療（完全予約制）

通常の歯科医では診察・治療の難しい障害者の歯科治療を行っています。必ず電話で予約を取りお出かけください。

【受付日時】 月～金曜日 午前9時～午後5時

【窓口】 茨城県歯科医師会口腔センター土浦 土浦市下高津 2-7-47 電話 822-3835 FAX 826-4832

土浦市家庭ごみ訪問収集

家庭ごみをごみ集積場まで捨てに行くことが困難な視覚障害者の方に対して、自宅の戸口まで訪問して家庭ごみの収集を実施します。

【対象者】 以下のいずれにも該当している方が対象になります。

- ・視覚障害の身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けた方。
- ・一人暮らし、もしくは、家庭ごみを集積場に捨てに行くことが困難な方のみで構成された世帯の方。

【窓口】 土浦市役所 環境衛生課 電話 826-1111(代)

友愛サービス事業

高齢者及び障害者（児）世帯の方などが、家事援助等のサービスを受けられます。ボランティア精神を基盤とした助け合いの活動で、協力会員（ボランティア）の方が活動できる範囲で家事等をお手伝いします。

- 【対象者】
- (1) 心身障害者（児）の世帯
 - (2) 65歳以上の支援が必要な高齢者
 - (3) 母子又は父子家庭世帯
 - (4) 保育サービスを必要とする世帯

【サービス内容】 食事の支度・買い物・部屋の掃除・洗濯・病院の付き添いや話し相手等

【費用】 年会費 1,000円 利用料：午前9時～午後5時 1時間 600円
上記時間以外 1時間 800円（材料費・交通費は別負担）

【窓口】 土浦市社会福祉協議会 電話 821-5995

ガイドヘルパーの派遣

重度の視覚障害者等の外出時、適当な付き添いが得られない場合、ガイドヘルパーの派遣を受けることができます。

【窓口】 土浦市社会福祉協議会 電話 821-5995

特定在宅療法継続者登録制度（在宅登録119）

特殊な機器を使用している在宅療法継続者の方が登録することで、迅速な救急搬送や適切な応急措置に活かされます。

【問合せ】 土浦市消防本部 電話 821-0119

重度身体障害者訪問理美容サービス費の助成

重度身体障害者の方に対し、在宅において受ける理美容料金の一部を助成します。

【対象者】 移動及び外出が困難な在宅の重度身体障害者で、下肢又は体幹機能の障害程度が1級又は2級の身体障害者手帳所持者

【助成額】 3,000円の利用券を年間2枚まで

【窓口】 土浦市役所 障害福祉課 電話 826-1111(代)

駐車禁止区域内の駐車許可

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている歩行困難な方が、使用中の車両について駐車禁止除外車両として「本人標章」の交付を受けたときは、県公安委員会が駐車を禁止した区域内でも他の交通の妨げにならない限り必要最小限の駐車が可能になります（本人が自己車両、友人車両、レンタカー、タクシー等を問わず標章を所持して乗車していれば可能）。

対象者の範囲	(1) 両上肢機能障害で2級のうち次の方（両上肢の機能全廃、両上肢を手関節以上で欠く、両上肢機能の著しい障害、両上肢のすべての指を欠く） (2) 下肢障害で4級以上の方 (3) 体幹機能障害で3級以上の方 (4) 脳原性による両上肢機能障害で2級以上又は移動機能障害で4級以上の方 (5) 視覚障害で4級以上の方（ただし視野障害4級は除く） (6) 内部機能障害（免疫機能障害含む）で3級以上の方 (7) 療育手帳の判定が㉠又はAの方 (8) 精神障害者保健福祉手帳1級の方 (9) 戦傷病者手帳（重度障害）の交付を受けている方
---------------	--

【窓口】 土浦警察署 交通課 〒300-0041 土浦市立田町1-20 電話 821-0110

印鑑・手帳のコピー2部が必要です。※対象者の範囲でご不明な場合は、事前に警察署にお問合せ下さい。

いばらき身障者等用駐車場利用証制度

下記の障害に該当する方が身障者等用駐車場を利用する場合に使用可能な利用証を交付いたします。

【対象者】 視覚4級以上 聴覚3級以上 平衡感覚5級以上
 肢体不自由 上肢2級以上 下肢6級以上 体幹5級以上
 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 上肢機能2級以上 移動機能6級以上
 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓 4級以上
 精神障害者保健福祉手帳1級 療育手帳㉠又はA判定 要介護1～5
 小児慢性特定疾病受給者証所持者
 指定難病特定医療費受給者証所持者

【窓口】 土浦市役所 障害福祉課 電話 826-1111(代)

特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者に支給されます。

【支給要件】 国民年金法の障害等級1級又は2級に該当する障害を有する方で、障害基礎年金を受給していない次の方。

- (1) 昭和61年3月31日以前当時に、被保険者となっていない配偶者で障害者となった方
- (2) 平成3年3月31日以前当時に、被保険者となっていない学生・生徒で障害者となった方

【障害の程度と支給額（令和4年4月現在）】

1級該当：月額 52,300円 2級該当：月額 41,840円

【その他】 65歳になる前に社会保険庁長官の認定を受け、5年以内に請求しないと権利が消滅します

【窓口】 土浦市役所 国保年金課 国民年金係 電話 826-1111(代)

障害年金

国民年金に加入している期間中に生じた病気やけがによって障害者になった場合に年金が支給されます。

【支給要件】 保険料の納付状況が、初めて診療を受けた日（初診日）の前日で、次のいずれかに該当していること。

- (1) 最近1年間の保険料をすべて納めている期間になっていること
- (2) 保険料の滞納期間が被保険者期間のうち3分の1以上とならないこと

【その他】 20歳前の傷病により20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後の場合はその障害認定日）に障害等級表1級又は2級に該当する程度の障害状態にある場合にも支給されます。ただし、この場合本人の前年の所得が一定額以上にあるときは支給が制限されます。

【窓口】

初診日における加入制度が、	「国民年金」である方	土浦市役所国保年金課国民年金係 電話 826-1111(代)
	「厚生年金」である方	土浦年金事務所 電話 825-1170

心身障害児及び心身障害者福祉手当

在宅で心身に障害のある方及び在宅の20歳未満の障害児を養育している父母又はその養育者に手当が支給されます。

【障害の程度と支給額】

障害程度		支給月額 (非課税世帯)	支給月額(課税世帯)
20歳以上	身障手帳1級～2級, 療育手帳 ㊤, A, B 精神障害者保健福祉手帳1級	5,000円	2,500円
20歳未満	身障手帳1級～4級, 療育手帳 ㊤, A, B 精神障害者保健福祉手帳1, 2級	5,000円	2,500円
	身体・療育・精神手帳を所持されない方で, 特別児童扶養手当の対象と認定された方		
20歳未満	身体手帳5級～6級, 療育手帳 C 精神障害者保健福祉手帳 3級	4,500円	2,250円

【支給月】 3月・9月

手当を受給していて次のいずれかに該当したときは受給権がなくなりますので、窓口にご連絡ください。

なお、受給権喪失後に受給された場合には、返納していただきます。

- (1) 福祉施設に入所したとき(グループホーム, 介護老人保健施設, ケアホーム等含む)
- (2) 障害年金, 特別障害給付金を受給したとき
- (3) 特別障害者手当, 障害児福祉手当を受給したとき
- (4) ねたきり老人等福祉手当を受給したとき

【窓口】 土浦市役所 障害福祉課 電話 826-1111(代)

難病患者福祉手当

難病患者の方に手当を支給します。

【対象疾患】 指定難病及び一般特定疾患 (※障害福祉サービスの受給対象の疾病とは対象範囲が異なります)

【対象者】 土浦市内在住で、保健所から指定難病特定医療費受給者証又は一般特定疾患医療受給者証の交付を受けている方(ただし、短期入所を除く施設入所をしている方および生活保護法による扶助を受けている方を除く)

【支給額】 課税世帯：月額1,500円 非課税世帯：月額3,000円(3月と9月に支給)

【窓口】 土浦市役所 障害福祉課 電話 826-1111(代)

特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に対して支給します。

なお、手当受給により「心身障害児及び心身障害者福祉手当」は喪失します

【支給対象になる障害の程度】

- ① 身体障害者手帳の2級(個別等級)程度以上の障害が2つ以上
 - ② 精神障害(又は知的障害)があつて、①と同程度以上と認められる程度
- ※支給対象者については、障害福祉課 障害対策係 までご相談ください。

【支給制限】

- (1) 受給資格者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき(受給資格者の所得には、非課税である障害基礎年金を含みます)
- (2) 社会福祉施設等の施設に入所している方。病院又は診療所に3ヶ月を超えて入院している方

【手当額】 月額27,300円(令和4年4月現在)

【支給月】 2月・5月・8月・11月

【窓口】 土浦市役所 障害福祉課 障害対策係 電話 826-1111 (内2339)

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父又は母と生計をともにしていない児童が養育される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを願って支給される手当です。

父又は母が一定の障害の状態にある児童も対象になる場合があります。詳しくは担当課へお問い合わせください。

【窓口】 土浦市役所 こども政策課 電話 826-1111(代)

障害児福祉手当

精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度の障害児（20歳未満）に対して支給します。

なお、手当受給により「心身障害児及び心身障害者福祉手当」は喪失します

【支給対象になる障害の程度】

- ① 身体障害者手帳1級や2級（個別等級）の一部に相当する程度
- ② 知的障害で療育手帳△に相当する程度
- ③ その他①，②と同程度の障害を持つ者

【支給制限】

- (1) 受給資格者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき
- (2) 社会福祉施設等に入所している方
- (3) 障害を事由とする政令で定める他の給付を受けている方

【手当額】 月額14,850円（令和4年4月現在）

【支給月】 2月・5月・8月・11月

【窓口】 土浦市役所 障害福祉課 障害対策係 電話 826-1111（内 2339）

特別児童扶養手当

中程度以上の心身障害のため日常生活において、常時介護を必要とする在宅の20歳未満の児童を養育している父母又はその養育者に対し、障害児の生活向上のために支給されます。

【障害の程度】

特別児童扶養手当 1級	①身体障害者手帳のおおむね1級、2級程度に該当する方（内部疾患を含む） ②療育手帳の総合判定が△，A程度の知的障害又は同程度の精神障害の方
特別児童扶養手当 2級	①身体障害者手帳のおおむね3級程度（下肢障害4級の一部を含む）に該当する方（内部疾患を含む） ②療育手帳の総合判定がB程度の知的障害又は同程度の精神障害の方

【支給制限】

- (1) 手当を請求する人（父母又は養育者等）の前年の所得が、一定金額以上であるとき、又は手当を請求する人と同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が、一定金額以上あるとき
- (2) 児童が福祉施設に入所中のとき
- (3) 児童が法に定める公的年金を受給しているとき（児童扶養手当との併給は可）

【手当額】 特別児童扶養手当1級 対象児1人につき月額52,400円（令和4年4月現在）

特別児童扶養手当2級 対象児1人につき月額34,900円（令和4年4月現在）

【支給月】 4月・8月・11月

【窓口】 土浦市役所 こども政策課 電話 826-1111(代)

雇用保険の求職者給付「就職困難者」について

失業時に受給する雇用保険の基本手当の日数(所定給付日数)は、失業前に雇用保険に加入していた期間、失業時の年齢、失業に至った理由などによって決まります。身体障害者・知的障害者・精神障害者等に該当する場合には、就職困難者として、一般離職者に比べて給付日数が長く設定されています。また、失業時に基本手当(失業給付)を受ける場合、通常、4週間の間に原則として2回以上求職活動を行う必要がありますが、就職困難者の場合は、求職活動が1回以上で済むなどの措置を利用することができます。

【対象者】 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 所持者

【窓口】 土浦公共職業安定所（ハローワーク土浦） 電話 029-822-5124

福祉電話貸与事業

ひとり暮らしであり、外出することが困難な在宅重度身体障害者に無償で福祉電話を貸与します。

【対象者】 外出困難な在宅重度身体障害者（障害等級2級以上の者）のうち、現に電話を保有しない低所得者であって、福祉電話を使用することが必要と認められるもの。

【窓口】 土浦市役所 障害福祉課 電話 826-1111(代)

緊急通報装置の貸与事業

重度身体障害者に対し緊急通報装置を貸与し、緊急時における通報手段を確保します。

【対象者】 ひとり暮らしの在宅重度身体障害者であって、緊急通報装置の貸与が必要と認められるもの。

【貸与機器】 緊急通報装置（障害等級2級以上の者）

【窓口】 土浦市役所 障害福祉課 電話 826-1111(代)

避難行動要支援者支援制度について

災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方の名簿作成が法律で義務化され、災害時にはこの名簿を活用することとなります。また、事前にこの名簿情報の提供に同意いただいた方については、地域支援者（地区長や民生委員・児童委員等）へ情報提供することにより、平常時の見守り活動等に活用されます。

【対象者】身体障害者手帳1・2級（呼吸器機能以外の内部障害を除く）、療育手帳㊦・A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方等

【窓口】土浦市役所 総務課、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課 電話 826-1111(代)

災害時用ストマ装具保管

災害時のためにストマ装具を障害福祉課でお預かりします。保管期間は1年間です。

【窓口】土浦市役所 障害福祉課 電話 826-1111(代)

NET119 聴覚障害者向け緊急通報システム

事前に申請登録を行うことにより、聴覚・言語障害の障害をお持ちの方でもご自身の携帯電話やスマートフォンで119番に通報することができます。

【対象者】聴覚・言語の身体障害者手帳所持者

【窓口】土浦市役所 障害福祉課 電話 826-1111(代)

郵便等による不在者投票制度について

身体に重度の障害を有する方が利用できます。事前に郵便等投票証明書の交付を受ける手続きが必要になります。

【対象者】① 両下肢、体幹、移動機能障害1級～2級

② 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫機能障害1級～3級

※障害の内容によって、事前に身体障害程度証明書（土浦市障害福祉課にて発行）が必要となる場合があります。

※郵便等による不在者投票が利用できる方の中で、上肢又は視覚の障害1級の方は、選挙管理委員会委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る）に代理で投票用紙などを記載させ投票することができます。

【窓口】土浦市役所 総務課 選挙管理委員会 電話 826-1111(代)

ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

外見からは援助や配慮を必要としていることが分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。

【対象者】社会生活などにおいて、援助や配慮を必要としている方（障害者手帳の有無は問いません）

【窓口】土浦市役所障害福祉課 電話 826-1111(代)（市内に住所を有する方）

茨城県県南県民センター地域福祉室 電話 029-822-7217

土浦保健所健康増進課 電話 029-821-5398

土浦市立図書館来館困難者等郵送サービスについて

図書館に来館することが困難な方に、図書館資料の郵送での貸し出しを行っています。

【対象者】身体障害者1級・2級、療育手帳の判定が㊦・A、精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方

【窓口】土浦市立図書館 電話 029-823-4646

【開館時間】月～金 午前10時～午後8時

土日祝 午前10時～午後6時

【休館日】月曜日（第一月曜・祝日を除く）、年末年始

点字図書 録音図書の貸出

視覚障害者に対して点字図書、録音図書の貸出しを視覚障害者センター内にある点字図書館や、土浦市立図書館で行っています。

【手続】電話等で申込みください。利用登録が必要となります。

【費用】無料（郵送料もかかりません）

【窓口】視覚障害者センター（点字図書館） 電話 029(221)0098 FAX029(221)0234

土浦市立図書館 電話 029-823-4646

所得税・住民税の控除等

措 置	対象者	内 容	①提出先(担当) ②必要書類
所 得 税 の 障 害 者 控 除	特別障害者: (身体:1~2級, 知的:㊦・A, 精神:1級)	・所得控除として40万円が控除できます。 ※ 特別障害者の方を扶養している方で、同居されている場合には扶養控除に35万円が加算できます。	①土浦税務署 電話 822-1100 ②障害者手帳
	身体:3~6級 知的:B・C 精神:2・3級	所得控除として27万円が控除できます。	
住 民 税 の 障 害 者 控 除	特別障害者: (身体:1~2級, 知的:㊦・A, 精神:1級)	・所得控除として30万円が控除できます。 ※ 特別障害者の方を扶養している方で、同居されている場合には扶養控除に23万円が加算できます。	①市役所課税課 電話 826-1111 ②障害者手帳の提示,
	身体:3~6級 知的:B・C 精神:2・3級	所得控除として26万円が控除できます。	
相 続 税 の 障 害 者 控 除	障害者手帳 所持者	法定相続人である障害者の相続税額から以下により算出した額が控除できます。 特別障害者:85歳に達するまでの年数×20万円 障害者:85歳に達するまでの年数×10万円	①土浦税務署 ②障害者手帳
贈 与 税 の 非 課 税	身体:1・2級 知的:㊦・A 精神:1~3級	障害者の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち以下の額は贈与税が非課税になります。 特別障害者:6,000万円まで 障害者(知的・精神のみ):3,000万円まで	①土浦税務署 ②障害者手帳
利 子 等 の 非 課 税	障害者手帳 所持者	マル優, 特別マル優, 郵便貯金等の利子についての非課税制度を利用できます。 *それぞれ350万円まで	①郵便局, 銀行, 信託銀行, 証券会社など ②障害者手帳
心身障害者扶養 共済制度加入 の方の給付金の 非 課 税 や 掛 金 の 控 除	心身障害者扶養 共済給付金を支 給されている方	支給される給付金(脱退一時金を除く。)には、所得税・住民税がかかりません。	①所得税:土浦税務署 住民税:市役所課税課 ②証明書
	給付金を受ける 権利を, 相続又 は贈与により取 得した方	支給される給付金を受ける権利を, 相続又は贈与により取得した場合には, 相続税又は贈与税がかかりません。	①土浦税務署 ②証明書
	心身障害者扶養 共済加入の方	掛金の金額が, 所得控除として控除できます。	①所得税:土浦税務署 住民税:市役所課税課 ②証明書
あんま, はり等 医業に類する事 業税の非課税	重度の 視力障害者	重度の視力障害者(失明者又は両眼の視力0.06以下の方)があんま, はり, きゅう, 柔道整復その他の医業に類する事業を行う場合, 事業税は非課税となります。	①土浦県税事務所 (土浦合同庁舎内) 電話 822-8511 (代) ②身体障害者手帳
身体障害者が 営む事業	身体障害者障 手帳所持者	障害者及びその扶養者の方で, 前年中における総所得が370万円以下である場合, 個人事業税が減免されます。	①土浦県税事務所 ②身体障害者手帳

自動車税（種別割）・自動車税（環境性能割）の減免

		障害の区分				障害手帳の個別等級	
身体障害者手帳		視覚障害				1級～4級	
		聴覚障害				2級～3級	
		平衡機能障害				3級	
		上肢不自由				1級～2級	
	下肢不自由	身体障害者が運転				1級～6級	
		生計を一にする家族が運転・常時介護者が運転				1級～3級	
	体幹不自由	身体障害者が運転				1級～3級及び5級	
		生計を一にする家族が運転・常時介護者が運転				1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病による運動機能障害				上肢機能	1級～2級	
					移動機能	1級～6級	
		心臓機能障害				1級及び3級	
		じん臓機能障害				1級及び3級	
		呼吸器機能障害				1級及び3級	
		ぼうこう又は直腸機能障害				1級及び3級	
		小腸機能障害				1級及び3級	
	免疫機能障害				1級～3級		
	肝臓機能障害				1級～3級		
	音声言語機能障害（ただし、喉頭摘出による者）				3級		
療育手帳	知的障害者				㊦～A		
精神手帳	精神障害者保健福祉手帳所持者				1級かつ自立支援医療費受給者証（精神通院）の所持者		
減免できる車の所有者条件	【自動車】						
	所有者	運転者	住所	世帯	生計を一にすることを示す書類	扶養関係	生計を一にすることを示す書類
	障害者	障害者	—	—	—	—	—
		家族	同	同	世帯全員の住民票	—	—
			別	—	障害者・所有者・運転者の各住民票	—	—
			別	—	障害者の住民票	あり	扶養関係が確認できるものの写し
			—	—	なし	戸籍謄本 ※生計同一確認書類	
	家族	障害者	同	同	世帯全員の住民票	—	—
			同	別	障害者・所有者・運転者の各住民票	—	—
			別	—	障害者の住民票	あり	扶養関係が確認できるものの写し
			別	—	障害者の住民票	なし	戸籍謄本 ※生計同一確認書類
		家族	同	同	世帯全員の住民票	—	—
			別	別	障害者・所有者・運転者の各住民票	—	—
			別	—	障害者の住民票	あり	扶養関係が確認できるものの写し
			施設入所	—	障害者の住民票と一時帰宅等証明書	あり	扶養関係が確認できるものの写し
		—	—	なし	施設入所時の申込書等で障害者と納税義務者の氏名が確認できる書類の写し		
障害者世帯	常時介護者	—	—	常時介護証明書	—	—	
【軽自動車】							
※市役所の証明は不要です。直接、課税課窓口申請してください。							
自家用自動車で、1人の障害者につき1台限定です。							

※自動車税減免を受けた方は、重度障害者福祉タクシー利用料金助成を受けることができません。

※申請期限を過ぎると減免を受けることが出来ません。期限については、減免窓口にお問い合わせください。

【減免・相談窓口】 自動車税（種別割）：茨城県土浦県税事務所自動車税課（土浦合同庁舎内）電話 822-7205（代）
 自動車税（環境性能割）：茨城県土浦県税事務所自動車税分室 電話 842-7812（代）
 軽自動車税（種別割）：土浦市役所 課税課 市民税係 電話 826-1111（代）

NHK受信料の免除

全額免除	身体・知的・精神障害者(手帳所持者)がいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税
半額免除	(1) 視覚障害者、聴覚障害者(手帳所持者)が世帯主でNHKの契約者 (2) 重度の障害者(身体1・2級、知的A・A、精神1級)が世帯主でNHKの契約者

※NHKが、全額免除対象者は1年毎、半額免除対象者は2年毎に、免除の基準を満たしているか確認を行います。基準を満たさない場合は、放送受信料の支払いが生じることがあります。

【窓口】土浦市役所 障害福祉課 電話 826-1111(代)

有料道路通行料金の割引

対象障害者	① 身体障害者が自分で運転する場合 ② 重度の身体障害者「第1種」又は重度の知的障害者「第1種」が乗車し、介護者が運転する場合
対象自動車 ※外見上営業のために使用していることが明らかである自動車は対象になりません。	自動車検査証で「乗車定員が10人以下の自家用」であり、次のいずれかのもの ①用途が「乗用」と記載されているもの。 ②用途が「特種」と記載されていて、車体形状欄が「車いす移動車」、「身体障害者移送車」、「キャンピング車」と記載されているもの。 ③用途が「貨物」と記載されていて、4人以上の後部座席が設置され、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られていて、最大積載量が500kg以下のもの。ただし、後部座席側面の窓がないもの及び目隠しされているものは対象になりません。
自動車の所有者	障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹およびその配偶者、同居の親族。 ※分割購入又は長期リースのため、自動車検査証で使用者として記載されている場合は対象になります。
<p>※ 割引を受けるには、上記要件を満たし、事前に車両登録を行うことが必要です。 ※ 登録は障害者の方お1人につき1台限りです。(障害者手帳、車検証、免許証が必要) ※ ETCに登録することもできます。(障害者本人のETCカード、車載器管理番号のわかる書類が必要)</p>	

なお、更新申請や登録内容の変更の申請の場合には、必要書類を一部省略できることがあります。詳しくは、障害福祉課へご相談ください。

【窓口】土浦市役所 障害福祉課 電話 826-1111(代)

航空運賃の割引

第1種 身体障害者手帳の交付を受けている満12歳以上の身体障害者本人及び介護者1名

第2種 身体障害者手帳の交付を受けている満12歳以上の身体障害者本人(一部航空会社は介護者1名

も対象) ※ 割引運賃を設定する航空運送会社及び割引率は、各航空会社にお問い合わせください。

【窓口】各航空券販売窓口

J R運賃の割引

手帳種別		乗車券	割引内容		割引率		
第1種知的障害者	第1種身体障害者	単独の場合	普通	片道101キロ以上利用のとき		5割	
			回数	×		×	
			急行	×		×	
			定期	×		×	
		介護者つきの場合 (介護者は1名まで)	普通	障害者・介護者とも		5割	
			回数	障害者・介護者とも		5割	
			急行	障害者・介護者とも		5割	
定期	障害者・介護者ともに	①障害者が小児の場合は介護者のみ ②介護者に対しては通勤定期乗車券を発売		5割			
第2種知的障害者	第2種身体障害者	単独の場合	普通	片道101キロ以上利用のとき		5割	
			回数	×		×	
			急行	×		×	
			定期	×		×	
		介護者つきの場合 (介護者は1名まで)	普通	×		×	
			回数	×		×	
			急行	×		×	
		定期	障害者が小児(12歳未満)のとき	障害者 介護者	×	通勤定期乗車券を発売	5割
		上記以外	×				

※身体障害者又は知的障害者が幼児の場合、小児乗車券を購入すれば介護者も同様の割引の取扱がなされます。

【窓口】 J R各駅 身体障害者手帳又は療育手帳を提示し、乗車券を購入してください。

タクシー料金の割引

身体障害者手帳又は療育手帳を持っている方が、茨城県内のタクシー利用で料金の割引が受けられます。

【割引率】 料金の1割

【割引申請】 身体障害者手帳又は療育手帳の提示

【実施主体】 茨城県ハイヤー・タクシー協会 電話 029(297)7131

バス運賃の割引

種類	利用できる方	割引率
普通乗車券	身体・療育手帳所持者と第1種の障害者の介護者	5割
定期乗車券	J R運賃割引に準じます	3割
料金支払い時に身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください		

※キララちゃんバスは半額の80円になります。

【窓口】 各バス会社

NTT番号案内(104)の料金無料化

- 【対象者】 (1) 「視覚障害」の身体障害者手帳所持者
 (2) 「肢体不自由(上肢, 体幹, 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の1~2級)」身体障害者手帳所持者
 (3) 療育手帳所持者
 (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者

【窓 口】 NTT支店・営業所

携帯電話基本料金の割引

【対象者】身体障害者手帳所持者

【窓口】各携帯電話会社 営業所（手帳の提示が必要。詳細は各携帯電話会社にご確認下さい）

身体障害者補助犬に係る登録手数料等の免除

身体障害者補助犬の所有者である身体障害者は、身体障害者補助犬に係る市への登録手数料等が免除されます。

詳しくは、担当窓口にてお問い合わせください。

【対象者】身体障害者補助犬の所有者である身体障害者

【窓口】土浦市役所 環境衛生課 電話 826-1111(代)

保育料の減額

在宅障害児（者）世帯の場合、一定の要件に該当すれば保育料が減額される場合があります。詳しくは、担当窓口にてお問い合わせください。

【対象者】前年分の所得税非課税世帯であって、身体障害者手帳の交付を受けた者がいる世帯

【窓口】土浦市役所 保育課 電話 826-1111(代)

公営住宅家賃の認定区分の変更

障害者（児）のいる入居者につきましては、家賃の認定区分が変更される場合があります。詳しくは、それぞれの担当窓口にてお問い合わせください。

【窓口】市営住宅：土浦市役所 住宅営繕課 電話 826-1111 (代)

県営住宅：茨城県住宅管理センター 業務課 電話 029-226-3603

公営住宅への申込みについて

市営住宅入居申込の要件として、「同居する親族がいる」ことが求められていますが、

- ・ 1～4 級の身体障害者手帳所持者
- ・ 1～3 級の精神障害者手帳所持者
- ・ 茨城県交付の療育手帳所持者

については、同居する親族がいない場合でも、申込みができる場合があります（その他、市営住宅入居資格要件を満たす必要があります）。また、県営住宅についても同様の取り扱いがあります。

詳しくは、各担当窓口にてお問い合わせください。

【窓口】市営住宅：土浦市役所 住宅営繕課 電話 826-1111 (代)

県営住宅：茨城県住宅管理センター 業務課 電話 029-226-3603

公共施設使用料等の減免

身体障害者が土浦市博物館・土浦市老人福祉センター等の公共施設を利用する場合に、使用料等が減免される場合があります。詳しくは各公共施設にお問い合わせください。

【対象者】身体障害者手帳の交付を受けている者

【窓口】各公共施設

相 談 等 の 窓 口

土浦市役所 障害福祉課

障害者（児）の福祉に関する相談に応じます。必要に応じてケースワーカーが家庭を訪問し相談に応じます。

◇所在◇ 〒300-8686 土浦市大和町 9-1 電話 826-1111(代) FAX 826-7118

土浦市の身体障害者相談員・知的障害者相談員

身体障害者・知的障害者又はその家族からの相談に応じ、関係機関との連絡をとりながら、必要な指導を行います。相談員の連絡先は、土浦市役所障害福祉課へお問い合わせください。

土浦市の民生委員・児童委員

障害児（者）の社会参加を援助・指導するとともに、関係機関との協力のもとに社会福祉の増進に努めています。民生委員・児童委員の連絡先は、土浦市役所社会福祉課へお問い合わせください。

土浦市社会福祉協議会

高齢者、障害者などの要援護者の支援を行うと共に、各種福祉団体、ボランティア団体・サークル・企業等のサポートをしています。

◇所在◇ 〒300-0036 土浦市大和町 9-2 ウララ 2 ビル 4F 電話 821-5995 FAX 824-4118

土浦保健所

障害の早期発見・治療の促進及び社会適応を援助することを目的として、医学的な相談・指導に応じます。

◇所在◇ 〒300-0812 土浦市下高津 2-7-46 電話 821-5342

土浦児童相談所 (18歳未満の身体障害児 知的障害児の相談)

18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、医師・心理判定員・児童福祉司が相談に応じ、また必要な調査を実施することによって専門的・総合的な判定を行うとともに、必要な助言・指導などを行います。

◇所在◇ 〒300-0812 土浦市下高津 3-14-5 電話 821-4595

身体障害者更生相談所

主として18歳以上の身体障害者を対象として、医師・理学療法士・看護師・身体障害者福祉司などが専門的立場から、次のような相談・指導を行います。

- ①医療に関する相談・指導・医学的判定 ②義肢などの補装具の要否・適合判定
③心理・職業能力の判定 ④巡回相談 ⑤市町村及び施設に対する専門的技術援助及び広域調整

◇名称◇ 茨城県福祉相談センター

◇所在◇ 〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38(三の丸庁舎2階) 電話 029-221-0800 FAX 029-221-0811

土浦市障害者虐待防止センター

障害者虐待が疑われる案件の通報受付及び関係者からの相談対応、障害者虐待の防止に係る広報等の機能を果たします。

◇所在◇ 〒300-0036 土浦市大和町 9-2 ウララ 2 ビル 4F 土浦市社会福祉協議会内
電話 029-824-1650(24時間対応専用ダイヤル) FAX 029-824-4118(休日・祝日を除く 8時30分~17時15分)

障害者差別相談窓口

障害を理由とした差別的取扱いの禁止と合理的配慮を行うことについての理解を促し、障害者差別に関する相談に応じます。

◇所在◇ 〒300-8686 土浦市大和町 9-1 土浦市役所障害福祉課 電話 826-1111(代) FAX 826-7118

◇所在◇ 〒300-0036 土浦市大和町 9-2 ウララ 2 ビル 4F 基幹相談支援センター 電話 821-5995
FAX 824-4118

障害者なんでも相談室 (障害者 110番事業)

障害者や家族又は福祉施設の関係者などが抱えている福祉、保健医療、教育、就労、生活や財産管理、法律などの問題について専任の相談員がお答えします。

◇所在◇ 〒310-0851 水戸市千波町 1918 茨城県総合福祉会館茨城県手をつなぐ育成会内
電話・FAX 029-244-9588(毎週月曜日から金曜日 9時~16時30分)

視覚障害者生活相談

視覚障害者のための各種相談、点字・録音図書の貸出をはじめ、点訳・朗読奉仕員などのボランティアの養成を行っています。

◇所在◇ 〒310-0055 水戸市袴塚 1-4-64 県立視覚障害者福祉センター
電話 029-221-0098(毎週月曜日から金曜日 9時~17時)

聴覚障害者福祉相談

聴覚障害者の社会的自立を促進するため、各種の相談等を行い、聴覚障害者の福祉の増進を図っています。

◇所在◇ 〒310-0844 水戸市住吉町 349-1 県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」内
電話 029-248-0029 FAX 029-247-1369(毎週日曜日から土曜 9時30分~16時 月曜午後、火曜・祝日を除く)

成年後見センターつちうら

センターでは、知的障害者・精神障害者・認知症高齢者等、特に支援が必要な方の権利を擁護するとともに、成年後見制度・金銭管理・契約に関する事などの権利擁護に関する様々な相談に応じます。

◇所在◇ 〒300-0036 土浦市大和町 9-2 ウララ 2 ビル 4F 土浦市社会福祉協議会内成年後見センターつちうら
電話 821-1152 FAX 824-4118

職業相談 (職業紹介・適職判定)

障害者職業相談員がケースワーク方式によって、職業のあっせんから就業後のアフターケアまで一貫したサービスを行います。

◇所在◇ 〒300-0805 土浦市宍塚 1838 ハローワーク土浦 電話 822-5124

◇所在◇ 〒309-1703 笠間市鯉淵 6528-66 茨城県障害者職業センター
電話 0296-77-7373 FAX 0296-77-4752

地域活動支援センター

市内に居住する障害者等に、創作活動や生産活動などを通して、日中の居場所や社会との交流の機会を提供します。

【対象者】 市内居住の障害者（児）

【利用料】 地域活動支援センター事業委託事業者が掲示する額

- ・ ほびき園 ……………かすみがうら市牛渡 5513-1 TEL 898-3661

生活支援事業(生活訓練等)の事業所

日中活動の場所や相談事業、地域交流を行い、社会復帰と自立を支援します。

【対象者】 市内居住の精神障害者

【利用料】 基本的には無料。別途発生する食費、登録料などは実費負担。

- ・ 地域生活支援センターはなまる…土浦市小松 1-21-5 TEL875-8870
- ・ ほびき園土浦サテライト……………土浦市港町 1-1-7 服部ビル 6 F TEL823-3240

相談支援事業

様々な相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。

【対象者】 市内居住の障害者（児）、障害者（児）の保護者及び介護者

【実施機関】 市役所、土浦市社会福祉協議会、尚恵学園、ほびき園

- ・ 土浦市社会福祉協議会 土浦市大和町 9-2 ウララビル 4 F TEL 821-5995
月～金曜 9:00～17:00 (祝祭日・年末年始を除く。)
- ・ 尚恵学園 (コスモス) 土浦市神立町 1791 TEL 831-1686
月～土曜 9:00～15:00
(緊急時において日曜受付可能な場合がある為お問い合わせください。)
- ・ ほびき園土浦サテライト…土浦市港町 1-1-7 服部ビル 6 F TEL 823-3240
来所相談： 9:00～17:00 電話相談： 8:30～17:00
(火・金・祝日・お盆・年末年始を除く)
- ・ ほびき園本部…かすみがうら市牛渡 5513-1 TEL 898-3661
来所相談： 9:00～17:00 電話相談： 8:30～17:30
(水・土・日・祝日・お盆・年末年始を除く)

障害者就業・生活支援センター

就職や、在職中に支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施し、関係機関と連携しながら、就業生活の継続に向けた支援を行っています。

障害者就業・生活支援センター かい

【住所】 315-0005 石岡市鹿の子 4-16-52 【電話】 0299-22-3215

障害者就業・生活支援センター かすみ

【住所】 300-0053 土浦市真鍋新町 1-14 【電話】 029-827-1104

土浦市身体障害者・知的障害者相談員

区分	氏名	電話・FAX
身体障害担当 (視覚障害者福祉協会)	村山 一人	822-1900
身体障害担当 (聴覚障害者協会)	横田 美智子	FAX 828-0424
身体障害担当 (肢体不自由児(者)父母の会)	渡辺 剛秀	823-8032
身体障害担当 (視覚障害者福祉協会)	豊島 宏	823-4657
知的障害担当 (手をつなぐ育成会)	井上 圭一	886-4642